

10. 対人地雷問題

対人地雷禁止条約の主要規定

○一般的義務（第1条）

いかなる場合にも、

①使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲並びにこれらの援助、奨励及び勧誘について禁止。

②条約の規定に従ってすべての対人地雷を廃棄。

○定義（第2条）

「対人地雷」、「地雷」、「アンチ・ハンドリング・デヴァイス（処理防止のための装置）」、「移譲」、「地雷敷設地域」につき定義。

○例外（第3条）

地雷探知・除去・廃棄のための技術開発・訓練のための保有、移譲は例外。

○貯蔵されている対人地雷の廃棄（第4条）

所有する又は管理・管轄下の貯蔵する対人地雷について、当該締約国に対する効力発生後4年以内に廃棄。

○地雷敷設地域における対人地雷の廃棄（第5条）

管理・管轄下の地雷敷設地域内にある対人地雷について、特定し、文民保護措置をとるほか、当該締約国に対する効力発生後10年以内に廃棄（締約国会議等の承認の下、更に10年以内の期限延長・再延長も可能）。

○国際的な協力及び援助（第6条）

地雷除去、犠牲者支援等における国際協力・援助。

○透明性についての措置（第7条）

寄託者たる国連事務総長に貯蔵数、地雷敷設地域、廃棄計画等を報告。

○遵守の促進及び遵守を明らかにするための説明（第8条）

寄託者及び締約国特別会議を通じて他の締約国の条約遵守について確認を要請。締約国の3分の1以上の賛成で締約国特別会議開催。締約国特別会議は事実調査使節団を派遣可。事実調査使節団は調査結果を締約国特別会議に報告し、同会議は是正措置等を勧告可。

○国内の実施措置（第9条）

締約国は、違反の防止・抑止のため、刑罰を含めあらゆる適当な措置をとる。

○紛争の解決（第10条）

締約国は条約の適用、解釈に関する協議・協力等を行う。

○締約国会議（第 1 1 条）

発効後 5 年間は毎年開催。条約の適用・実施に関する検討。

○再検討会議（第 1 2 条）

発効後 5 年後等で開催。条約の運用及び状況の検討等。

○改正（第 1 3 条）

締約国の過半数の賛成で改正のための会議を開催。3 分の 2 の賛成で改正を採択。

○費用（第 1 4 条）

締約国会議、締約国特別会議、再検討会議、改正会議及び事実調査使節団の費用は、締約国が分担。

○署名（第 1 5 条）

1997 年 12 月 3 日から 4 日の間はオタワで、5 日以降発効までは国連本部で、署名のために開放。

○批准、受諾、承認又は加入（第 1 6 条）

署名国により批准、受諾又は承認され、署名しなかった国も加入が可能。

○効力発生（第 1 7 条）

40 箇国目の批准書寄託から 6 箇月で発効。

○暫定的適用（第 1 8 条）

いずれの国も、批准等の際に、第 1 条 1 の規定（使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲等の禁止）について、発効までの間も暫定的に適用する旨を宣言可能。

○留保（第 1 9 条）

不可。

○有効期間及び脱退（第 2 0 条）

締約国は、6 箇月前の通告により脱退可能。但し、通告後 6 箇月時点で紛争継続中の場合は紛争終了までは脱退効果は生じない。

○寄託者（第 2 1 条）

国連事務総長。

○正文（第 2 2 条）

アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語。

対人地雷禁止条約締約国一覧

平成14年5月15日現在

【締約国・地域】 (123)

カナダ	(97年12月 3日締結)	エル・サルヴァドル	(99年1月27日締結)
アイスランド	(97年12月 3日締結)	ニュー・ジージラント	(99年1月27日締結)
モルリシヤ	(97年12月 3日締結)	ポルトガル	(99年2月19日締結)
トルクメニスタン	(98年1月19日締結)	スロヴァキア	(99年2月25日締結)
ヴァチカン	(98年2月17日締結)	ウガンダ	(99年2月25日締結)
サン・マリノ	(98年3月18日締結)	コスタ・リカ	(99年3月17日締結)
スイス	(98年3月24日締結)	ニジュール	(99年3月23日締結)
ハンガリー	(98年4月 6日締結)	グアテマラ	(99年3月26日締結)
ニウエ	(98年4月15日締結)	ドミニカ	(99年3月26日締結)
ペリバーズ	(98年4月23日締結)	オランダ	(99年4月12日締結)
トリニダード・トバゴ	(98年4月27日締結)	セント・ルシア	(99年4月13日締結)
ジブチ	(98年5月18日締結)	ヴェネズエラ	(99年4月14日締結)
クロアチア	(98年5月20日締結)	マレーシア	(99年4月22日締結)
マリ	(98年6月 2日締結)	イタリア	(99年4月23日締結)
デンマーク	(98年6月 8日締結)	エクアドル	(99年4月29日締結)
ボリヴィア	(98年6月 9日締結)	ブラジル	(99年4月30日締結)
メキシコ	(98年6月 9日締結)	アンティガ・バブダ	(99年5月 3日締結)
フィジー	(98年6月10日締結)	アイスランド	(99年5月 5日締結)
ペルー	(98年6月17日締結)	チャド	(99年5月 6日締結)
ジンバブエ	(98年6月18日締結)	コスタリカ	(99年5月17日締結)
南アフリカ	(98年6月26日締結)	ルクセンブルグ	(99年6月14日締結)
アンドラ	(98年6月29日締結)	カンボジア	(99年7月28日締結)
オーストラリア	(98年6月29日締結)	アルゼンチン	(99年9月14日締結)
ノルウェー	(98年7月 9日締結)	マダガスカル	(99年9月16日締結)
ジャマイカ	(98年7月17日締結)	リヒテンシュタイン	(99年10月 5日締結)
フランス	(98年7月23日締結)	タジキスタン	(99年10月12日締結)
ドイツ	(98年7月23日締結)	チェコ	(99年10月26日締結)
サモア	(98年7月23日締結)	リベリア	(99年12月23日締結)
英国	(98年7月31日締結)	フィリピン	(2000年2月15日締結)
バハマ	(98年7月31日締結)	アルバニア	(2000年2月29日締結)
マラウイ	(98年8月13日締結)	ボツワナ	(2000年3月 1日締結)
グレナダ	(98年8月19日締結)	トーゴ	(2000年3月 9日締結)
モザンビーク	(98年8月25日締結)	セイシェル	(2000年6月 2日締結)
イエメン	(98年9月 1日締結)	ルワンダ	(2000年6月 8日締結)
ベルギー	(98年9月 3日締結)	コートジボワール	(2000年6月30日締結)
ブルガリア	(98年9月 3日締結)	ドミニカ共和国	(2000年6月30日締結)
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	(98年9月 8日締結)	ガーナ	(2000年6月30日締結)
マケドニア	(98年9月 9日締結)	モリタニア	(2000年7月21日締結)
赤道ギニア	(98年9月16日締結)	ナウル	(2000年8月 7日締結)
ブルキナ・ファソ	(98年9月16日締結)	バングラデシュ	(2000年9月 6日締結)
ナミビア	(98年9月21日締結)	コロンビア	(2000年9月 6日締結)
ホンジュラス	(98年9月24日締結)	キリバチ	(2000年9月 7日締結)
セネガル	(98年9月24日締結)	モルディブ	(2000年9月 7日締結)
ベナン	(98年9月25日締結)	モルドバ共和国	(2000年9月 8日締結)
日本 (45番目)	(98年9月30日締結)	ガボン	(2000年9月 8日締結)
パナマ	(98年10月 7日締結)	タンザニア	(2000年11月13日締結)
ギニア	(98年10月 8日締結)	ルーマニア	(2000年11月30日締結)
カタール	(98年10月13日締結)	ケニア	(2001年1月23日締結)
スロヴェニア	(98年10月27日締結)	ザンビア	(2001年2月23日締結)
ジョルダン	(98年11月13日締結)	シエラレオネ共和国	(2001年4月25日締結)
パラグアイ	(98年11月13日締結)	コンゴ共和国	(2001年5月 4日締結)
モナコ	(98年11月17日締結)	マルタ共和国	(2001年5月 7日締結)
タイ	(98年11月27日締結)	カーボベルデ共和国	(2001年5月14日締結)
ニカラグア	(98年11月30日締結)	ギニア・ビサウ共和国	(2001年5月22日締結)
スウェーデン	(98年11月30日締結)	ウルグアイ	(2001年6月 7日締結)
レソト	(98年12月 2日締結)	セント・ビンセント及びグレンディーン諸島	(2001年8月1日締結)
セント・クリストファー・ネイビス	(98年12月 2日締結)	エリトリア	(2001年8月27日締結)
スワジランド	(98年12月22日締結)	チリ	(2001年9月10日締結)
オーストラリア	(99年1月14日締結)	ナイジェリア	(2001年9月27日締結)
スペイン	(99年1月19日締結)	アルジェリア	(2001年10月9日締結)
バルバドス	(99年1月26日締結)	コンゴ共和国	(2002年5月2日締結)
ソロモン	(99年1月26日締結)		

「人道的な対人地雷除去活動に係る支援と武器輸出三原則等
に関する基本的考え方」についての内閣官房長官談話

平成9年12月2日

政府は、かねてから、対人地雷の規制の強化、埋設された対人地雷の除去及び犠牲者に対する支援に関し、国際的な努力を支持し、積極的な取組を行っており、本日の閣議で対人地雷全面禁止条約への署名を決定したところである。このような取組を更に強化するための措置の一環として、このたび対人地雷問題の解決に向けた国際的機運の一層の高まりを受け、埋設された対人地雷の除去に係る支援に関連して次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

1. 現在、世界各地において、紛争時に埋設されそのまま放置されている対人地雷など、武力攻撃の一環としての性格を持たない対人地雷により一般市民が無差別に殺傷され、多大な被害が生じるという事態が発生している。このような事態の発生を防止するために、前述のような対人地雷を人道的精神に基づいて除去する活動が行われているが、かかる人道的な対人地雷除去活動に対する支援は、国際社会全体として取り組むべき課題であり、我が国としても可能な限り協力を行うことが必要である。また、人道的な対人地雷除去活動は、被埋設国に寄与し、これに対する我が国の支援の強化は、国際社会の平和と安定に貢献するという我が国の基本的政策に合致するものである。このため、我が国としては、被埋設国の政府等が行う人道的な対人地雷除去活動に対し、積極的に支援を行うこととしたところである。
2. 政府は、これまで、武器等の輸出については、武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところであるが、1. に述べた諸点に鑑み、前述のような人道的な対人地雷除去活動に必要な貨物等に武器輸出三原則等における武器等に当たるものが含まれる場合であっても、当該貨物等の輸出については、今後、被埋設国の政府等と我が国政府との間の国際約束で、当該武器等は人道的な対人地雷除去活動のみに使用されること及び当該武器等を我が国政府の事前同意なく第三者に移転しないことが定められることにより担保されることを条件として、武器輸出三原則等によらないこととする。これによって国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の基本理念は確保されることとなる。
3. なお、政府としては今後とも、武器輸出三原則等に関しては、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念を維持していく考えである。